

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 29 年9月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700068号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700048号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和53年5月1日から同年10月1日までの期間及び昭和54年3月1日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和53年5月から同年6月までの標準報酬月額については11万円から13万4,000円、同年7月から同年9月までの期間及び昭和54年3月の標準報酬月額については12万6,000円から13万4,000円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年4月1日から同年6月1日まで  
② 昭和53年5月1日から同年10月1日まで  
③ 昭和54年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和51年4月1日にA社に正社員として入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が同年6月1日とされており、請求期間①の厚生年金保険の被保険者記録がない。また、所持している給料支払明細書によると、昭和53年5月に標準報酬月額が13万4,000円に改定されるはずであるが、請求期間②及び③に係る標準報酬月額が、13万4,000円より低額に記録されている。

請求期間①、②及び③について、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。なお、年金額に反映されない期間については、事実即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②及び③について、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額が本来記録されるべき標準報酬月額より低く記録されているとして、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特

例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、請求者から提出された請求期間②及び③に係る給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

しかしながら、請求期間②及び③については、請求者から提出された給料支払明細書により、昭和53年2月に固定的賃金(賃金月額)の変動が確認でき、同年2月から同年4月までの報酬月額の平均額に相当する標準報酬月額(13万4,000円)は、従前の標準報酬月額(11万円)と比べて標準報酬月額等級表において2等級以上の差が生じているなど、随時改定の要件を満たしていたことが確認できる上、日本年金機構も、同年5月を改定月とする随時改定に該当し、請求期間③における標準報酬月額について13万4,000円から12万6,000円への減額改定は確認できないため、請求期間②及び③の標準報酬月額は13万4,000円である旨回答している。

以上のことから、請求者のA社における請求期間②及び③の標準報酬月額に係る記録を、昭和53年5月から同年9月までの期間及び昭和54年3月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②及び③の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間①について、事業主及び複数の同僚の回答により、請求者は、当該期間当時においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者は請求期間①に係る給料支払明細書を所持しておらず、事業主は、請求者に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないことから、請求者の請求期間①に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

また、上記のとおり事業主は、請求者に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないほか、請求者の入社年月日について不明と回答している上、A社に係る雇用保険の適用事業所設置年月日が請求者の同社退職後の昭和54年4月1日であり、請求者の同社における雇用保険の記録はないことから、請求者の請求期間①における入社年月日及び給与支払額を確認できる資料がなく、請求期間①について、本来、届出により記録されるべき厚生年金保険被保険者

資格の取得年月日が確認できないこと、及び事業主から請求者に支払われた資格取得時の報酬額が確認できないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による記録の訂正は認められない。